

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

- 公印を新調しその使用を開始する件 三三
- 土地改良法により換地処分をした件 三三
- 保安林の指定をする予定である旨通知があった件 三三
- 道路の供用を開始する件二件 三三
- 車両制限令の規定により道路を指定する件 三三
- 一般競争入札を行う件四件 三三
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者を指定した件 三三
- 障害者自立支援法による指定相談支援事業者を指定した件 三三
- 農用地保全施設等の管理規程を認可した件三件 三三
- 都市計画事業の認可の告示があった件 三三
- 二級建築士試験及び木造建築士試験を実施する件 三三
- 一般競争入札を行う件 三三
- 福島県教育委員会教育長 福島県警察本部 三三
- 一般競争入札を行う件四件 三三

告 示

福島県告示第百六十五号

公印を次のように新調し、平成二十年四月一日その使用を開始する。
平成二十年三月四日

職印

福島県知事 佐藤雄平

番号	公印の名称	印	影	公印管理者

16

福島県会計管理者印



16の2

福島県会計管理者印(電算処理帳票用)



16の3

福島県会計管理者印(支払用)



出納局総務管理グループ 参考

(文書管財領域文書法務グループ)

福島県告示第百六十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、平成二十年二月二十五日天井沢地区の県管区画整理事業に係る換地処分をした。
平成二十年三月四日

福島県知事 佐藤雄平
(農村整備領域農地管理グループ)

福島県告示第百六十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成二十年三月四日

福島県知事 佐藤雄平

一 保安林予定森林の所在場所

二 指定の目的
耶麻郡西会津町野沢字畝畑乙四〇一〇

三 指定の目的
土砂の流出の防備

三 指定の目的
指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字畝畑乙四〇一〇（次の図に示す部分に限る。）
 - (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、西会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (四) 間伐に係るものは、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林業領域治山対策グループ及び西会津町役場に備え置いて縦覧に供する。
（森林業領域治山対策グループ）

福島県告示第百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県会津若松建設事務所で平成二十年三月四日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十年三月四日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道二二二号	会津若松市河東町谷沢字瀬戸田六番地先から 同 市河東町谷沢字前田一〇番地先まで	平成二〇年 三月四日

（道路領域道路企画グループ）

福島県告示第百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県会津若松建設事務所で平成二十年三月四日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十年三月四日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道会津坂下河東ら	会津若松市河東町谷沢字瀬戸田三番一地先から	平成二〇年

線	同	市河東町谷沢字沢目五八番一地先まで	三月四日
---	---	-------------------	------

（道路領域道路企画グループ）

福島県告示第百七十号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第二号イの規定により道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認めて指定する道路は、次のとおりである。
平成二十年三月四日

福島県知事 佐藤雄平

指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
一般国道一一四号	伊達郡川俣町字河原田一二番三地先から 双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田三番一地先まで
県道日立いわき線	いわき市中岡町六丁目一〇番一三地先から 同 市植田町本町一丁目六番一地先まで
県道いわき上三坂小野線	いわき市植田町月山下三三番地先から いわき市遠野町根岸字塚ノ内一番一地先まで

二 指定する期日 平成二十年四月一日

（道路領域道路企画グループ）

公 告

公告第百三十号

平成二十年度福島県県政広報への広告掲載取扱業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。）第六十七條の六第一項及び福島県財務規則（昭和三十九年福島県規則第十七号。以下「財務規則」という。）第二百四十六條第一項の規定により公告する。
平成二十年三月四日

福島県知事 佐藤雄平

一 入札に付する事項

1 件名 平成二十年度福島県県政広報への広告掲載取扱業務

2 事業の内容 入札説明書及び仕様書による。

3 契約期間 契約の締結の日から平成二十一年三月三十一日まで

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

1 施行令第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 この公告の日から入札の日までの間に福島県から指名停止を受けていない者であること。

3 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てがなされた者又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による民事再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てがなされた者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、当該入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

4 県内に事務所、事業所等を有する者であること。

5 平成十七年四月一日からこの公告の日までに、本仕様と同程度以上の広告掲載取扱業務を行った実績を有する者であること。

6 仕様書に定める業務を確実に遂行できる者であること。

三 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書を次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。
なお、平成二十年三月二十一日（金）午後五時三十分までに当該申請を行わなかったときは、当該資格が与えられない場合があるので注意すること。
郵便番号九六〇―八六七〇 福島県福島市杉妻町二番十六号
福島県知事直轄知事公室県政広報グループ
電話〇二四―五二―一七〇二

四 契約条項を示す場所等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 三に掲げる場所に同じ。

2 入札及び開札の日時及び場所 平成二十年三月三十一日（月）午後一時三十分 福島県自治会館三階三〇一会議室（福島県福島市中町八番二号）

五 入札保証金及び契約保証金

1 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の百分の三以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九条第一項各号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

2 契約保証金 落札者は、契約金額の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百二十九条第一項各号に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

六 入札の無効
二の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示

す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

七 その他

1 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五の百に相当する金額を入札書に記載すること。

2 落札者の決定方法 予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

3 契約書の作成の要否 要

4 その他 詳細は、入札説明書による。

（知事公室県政広報グループ）

公告第四百号

小荷物運送業務の役務の提供について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。）第百六十七条の六第一項及び福島県財務規則（昭和三十九年福島県規則第十七号。以下「財務規則」という。）第二百四十六条第一項の規定により公告する。
平成二十年三月四日

福島県知事 佐藤 雄平

一 入札に付する事項

- 1 件名及び予定数量 小荷物運送業務 一式
- (一) 県内あて 七、七〇〇個
- (二) 関東・信越あて 六〇〇個
- (三) 東北あて（県内あてを除く。） 八〇〇個
- (四) 北海道あて 二五〇個
- (五) 東海・北陸あて 四〇〇個
- (六) 関西あて 三五〇個
- (七) 中国・四国あて 五〇〇個
- (八) 九州あて 一〇〇個
- (九) 沖縄あて 五〇個

2 業務の仕様等 入札説明書による。

3 契約期間 平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで

4 履行場所 入札説明書による。

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

1 施行令第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）の規定による更生手続開始の申立て

をしていける者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成十一年法律第百二十五号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしていける者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

3 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三条に規定する一般貨物自動車運送事業の許可を受けていける者であること。

4 過去二年間において国又は地方公共団体の委託を受けて小荷物運送業務の役務を提供した実績を有する者であること。

5 県内に事業所を有し、かつ、当該契約に係る役務の提供に迅速かつ確実に対応できる体制を整えている者であること。

三 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、二の2から5までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成二十年三月十三日（木）午後五時三十分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

郵便番号九六〇一八六七〇 福島県福島市杉妻町二番十六号
福島県企画調整部企画調整総務領域総務企画グループ
電話〇二四一五二一七一一〇八

四 入札及び開札の日時及び場所
1 日時 平成二十年三月二十四日（月）午前十一時

2 場所 福島県庁東分庁舎二〇一会議室（福島県福島市杉妻町五番七十五号）

五 入札保証金及び契約保証金
1 入札保証金 入札に参加を希望する者は、一の1の（一）から（九）までの項目ごとの入札金額にそれぞれ乗じて得た額の合計額の百分の三以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九条第一項各号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

2 契約保証金 落札者は、一の1の（一）から（九）までの項目ごとの契約金額にそれぞれ乗じて得た額の合計額の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百二十九条第一項各号に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

六 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書を入札書の提出期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

七 入札の無効
二の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に關する条件等に違反した入札は、無効とする。

八 入札の効力
本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成二十年四月一日以降で予算の執

行が可能となつたときに、入札の効力が生じる。

九 その他
1 入札方法 入札書には、一の1の（一）から（九）までの項目ごとにそれぞれ一個ごとの単価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

2 落札者の決定方法 一の1の（一）から（九）までの項目ごとの入札金額のそれぞれが予定価格の制限の範囲内である者であつて、一の1の（一）から（九）までの項目ごとの入札金額にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額の最低額をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

3 契約書作成の要否 要

4 その他 詳細は、入札説明書による。

（企画調整総務領域総務企画グループ）

公告第百五号

汎用コンピュータ入力データ変換業務（データエントリー業務）委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。）第六十七條の六第一項及び福島県財務規則（昭和三十九年福島県規則第十七号。以下「財務規則」という。）第二百四十六條第一項の規定により公告する。

平成二十年三月四日
福島県知事 佐藤 雄 平

一 入札に付する事項
1 件名及び予定数量 汎用コンピュータ入力データ変換業務（データエントリー業務）一式

（一） 一般データエントリー 一七八、一五〇件
（二） 公有財産管理 一一、五〇〇件
（三） 災害事務管理 三、四〇〇件
（四） 例月給与 一、九〇〇件
（五） 児童手当管理 一、五〇〇件

2 業務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 平成二十年四月一日から同年十二月三十一日まで

4 履行場所 入札説明書による。

二 入札に参加する者に必要な資格に關する事項
次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

1 施行令第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 一般データ(一バイト文字のみのデータをいう。以下同じ。)及び日本語データ(一バイト文字と二バイト文字が混在するデータをいう。以下同じ。)の平均文字数をそれぞれ五十八文字及び三十七文字として、一日当たり、一般データを一万件以上又は日本語データを五千件以上処理する能力を有し、かつ、一般データを処理する場合、午前九時に七千件の入力データを受け取り、その日の午後四時までに成果品を納入することができる処理能力を有する者であること。

三 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書及び二の2に掲げる資格を有することを証明するに足りる書類を平成二十年三月十四日(金)午後五時三十分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

郵便番号九六〇―八六七〇 福島県福島市杉妻町二番十六号

福島県企画調整部情報統計領域情報統計管理グループ

電話〇二四―五二一―七一一三

四 入札及び開札の日時及び場所

1 日時 平成二十年三月二十五日(火) 午前九時三十分

2 場所 福島県庁本庁舎五階企画調整部情報統計領域分室(福島県福島市杉妻町二番十六号)

五 入札保証金及び契約保証金

1 入札保証金 入札に参加を希望する者は、一の1の(一)から(五)までの項目ごとの入札金額にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額の百分の三以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九条第一項各号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

2 契約保証金 落札者は、一の1の(一)から(五)までの項目ごとの契約金額にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百二十九条第一項各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

六 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書を入札書の提出期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

七 入札の無効

二の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に關する条件等に違反した入札は、無効とする。

八 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成二十年四月一日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

九 その他

1 入札方法 入札書には、一の1の(一)から(五)までの項目ごとにそれぞれ一件ごとの

単価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

2 落札者の決定方法 一の1の(一)から(五)までの項目ごとの入札金額のそれぞれが予定価格の制限の範囲内である者であつて、一の1の(一)から(五)までの項目ごとの入札金額にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額の最低額をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

3 契約書作成の要否 要

4 その他 詳細は、入札説明書による。

(情報統計領域情報統計管理グループ)

公告第六十号

道路パトロール業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。)第六十七條の六第一項及び福島県財務規則(昭和三十九年福島県規則第十七号。以下「財務規則」という。)第二百四十六條第一項の規定により公告する。

平成二十年三月四日

福島県南建設事務所長 大 堀 幸 徳

一 入札に付する事項

1 件名及び数量 道路パトロール業務 一式

2 業務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで

4 履行場所 入札説明書による。

二 入札に参加する者に必要な資格に關する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

1 施行令第六十七條の四に該当しない者であること。

2 この公告の日から入札の日までの間に、福島県から指名停止を受けていない者であつて、かつ、福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱(平成十九年三月三十日付け十八財第六千三百四十二号総務部長依命通達)第二条第一項並びに第三条第一項から第三項まで及び第六項に規定する参加資格制限を受けていないものであること。

3 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てがなされた者又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てがなされた者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

4 次のアからウまでに掲げるいずれかの業務に五年以上従事した経験を有する者を

業務管理責任者として配置できる者であること。

ア 現に供用している道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二条第一項の道路の測量、改築、維持、修繕、災害復旧その他管理に係る業務

イ 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第二条第八項の事業用自動車を運転する業務

ウ 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号）第一条第四号の交通誘導警備業務

三 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、二の4に掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に定めるところにより提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

なお、提出期間内に当該申請を行わなかったときには、当該資格が与えられない場合がある。

1 提出期間 平成二十年三月四日（火）から同月十四日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前九時から午後五時まで

2 提出場所 郵便番号九六一〇九七一 福島県白河市昭和町二百六十九番地 福島県南建設事務所総務部総務グループ 電話〇二四八―二三一―一六〇九

3 提出方法 郵送又は持参による。ただし、郵送による場合は、書留郵便とし、平成二十年三月十四日（金）午後五時まで必着とする。

四 契約条項等を示す場所等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の閲覧場所及び問い合わせ先 福島県南建設事務所総務部総務グループ（福島県白河市昭和町二百六十九番地）

2 入札及び開札の日時 平成二十年三月二十五日（火）午後一時三十分

3 入札及び開札の場所 福島県白河合同庁舎三〇三会議室（福島県白河市昭和町二百六十九番地）

五 入札保証金及び契約保証金

1 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の百分の三以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九条第一項第一号に該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

2 契約保証金 落札者は、契約金額の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百二十九条第一項第二号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

六 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県南建設事務所長から説明を求められた場合は、それに応じな

ければならない。

七 入札の無効

二の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

八 入札の効力 本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成二十年四月一日以降で予算の執行が可能となったときに効力が生ずる。

九 その他

1 入札方法 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

2 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

3 契約書作成の要否 要

公告第七七号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項の規定により、障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成二十年三月四日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類	サービスの主たる対象者
介護の和心	いわき市湘南台一―四一六	株式会社心社	福島県いわき市湘南台一―一四一	平成二〇年三月一日	居宅介護 重度訪問介護	身体障害者 知的障害者 障害児 精神障害者

（自立支援領域障がい者支援グループ）

公告第八八号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第三十二条第一項の規定により、指定相談支援事業者を次のとおり指定した。

平成二十年三月四日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類	サービスの主たる対象者
ふれあ いづ マイル 指定相 談支援 事業所	会津若松市 東千石三丁 目四番五〇	特定非 営利活 動法人 ふれあ いづ マイル	会津若松市 東千石三丁 目四番五〇	平成二〇年 三月一日	相談支援	身体障害者 知的障害者 障害児

(自立支援領域障がい者支援グループ)

公告第百九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十七条の二第一項の規定により、関柴ダム管理規程について、平成二十年二月二十二日次のとおり認可した。

平成二十年三月四日

福島県知事 佐藤 雄平

一 管理規程を定めた者の名称

会津北部土地改良区

二 管理規程の概要

1 貯水、放流又は取水に関する事項

(一) ダムの満水位は標高三五四・五〇メートルとし、低水位は標高三三四・〇〇メートルとする。

(二) ダム管理責任者は、適正水位によりかんがい用水等の取水を行い、毎年五月六日から九月六日までのかんがい期間にあつては、ダムから受益地に必要な水量を取水するものとする。

(三) ダムから放流を行う場合の放流量は、洪水時の調整を行うときを除き、毎秒一・七〇四立方メートルをこえてはならない。

2 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項
ダム管理責任者は、当該施設を操作するために必要な機械及び器具等を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行わなければならない。

3 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

ダム管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒体制を取り、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、ダムの操作に万全を期するものとする。干ばつ時には、取水に関する節水計画をたて、これにより取水を行うものとする。

4 ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測に関する事項

ダム管理責任者は、気象及び水象の観測並びに滞砂状況及び堤体の調査を行わなければならない。

5 その他施設の管理に關し必要な事項

ダム管理責任者は、ダム管理日誌を備え、当該ダムの管理に係る事項を記録し、管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

(農村整備領域農村計画グループ)

公告第百十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十七条の二第一項の規定により、大平沼管理規程について、平成二十年二月二十二日次のとおり認可した。

平成二十年三月四日

福島県知事 佐藤 雄平

一 管理規程を定めた者の名称

会津北部土地改良区

二 管理規程の概要

1 貯水、放流又は取水に関する事項

(一) ダムの満水位は標高四四九・〇〇メートルとし、低水位は標高四二七・〇〇メートルとする。

(二) ダム管理責任者は、適正水位によりかんがい用水等の取水を行い、毎年五月六日から九月六日までのかんがい期間にあつては、ダムから受益地に必要な水量を取水するものとする。

(三) ダムから放流を行う場合の放流量は、洪水時の調整を行うときを除き、毎秒一・八九二立方メートルをこえてはならない。

2 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項

ダム管理責任者は、当該施設を操作するために必要な機械及び器具等を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行わなければならない。

3 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

ダム管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒体制を取り、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、ダムの操作に万全を期するものとする。干ばつ時には、取水に関する節水計画をたて、これにより取水を行うものとする。

4 ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測に関する事項

ダム管理責任者は、気象及び水象の観測並びに滞砂状況及び堤体の調査を行わなければならない。

5 その他施設の管理に關し必要な事項

ダム管理責任者は、ダム管理日誌を備え、当該ダムの管理に係る事項を記録し、管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

(農村整備領域農村計画グループ)

公告第百十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第一項の規定により、半在家頭首工管理規程、松野本頭首工管理規程、松野頭首工管理規程、慶徳頭首工管理規程、下台頭首工管理規程、一の堰頭首工管理規程、塩川頭首工管理規程、堂畑頭首工管理規程、綱取頭首工管理規程、諏訪頭首工管理規程及び三吉頭首工管理規程について、平成二十年二月二十二日次のとおり認可した。

平成二十年三月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 管理規程を定めた者の名称
会津北部土地改良区

二 管理規程の概要

1 放流及び取水に関する事項

頭首工管理責任者は、適正水位によりかんがい用水等の取水を行い、毎年五月六日から九月六日までのかんがい期間にあつては、頭首工から受益地に必要な水量を取水するものとする。

2 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項

頭首工管理責任者は、当該施設を操作するために必要な機械及び器具等を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行わなければならない。

3 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

頭首工管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒体制を取り、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に万全を期するものとする。干ばつ時には、頭首工の水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

4 その他施設の管理に關し必要な事項

頭首工管理責任者は、頭首工管理日誌を備え、当該頭首工の管理に係る事項を記録し、管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

（農村整備領域農村計画グループ）

公告第百十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項で準用する同法第六十二条第一項の規定による告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十年三月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

都市計画事業の種類及び名称	施行者の名称	事務所の所在地	事業地の所在
県北都市計画道	福島県	福島市杉妻町五	収用の部分 変更なし

路事業二・五・百十九号米町大笹生線

番七十五号 福島県北建設事務所

（都市領域都市整備グループ）

公告第百十三号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により、平成二十年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。なお、試験の実施に関する事務は、同法第十五条の十七第一項の規定により、福島県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成二十年三月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 試験の期日及び時間

1 学科の試験

（二級建築士）

平成二十年七月六日（日）午前十時から午後五時十分まで

（木造建築士）

平成二十年七月二十七日（日）午前十時から午後五時十分まで

2 設計製図の試験

（二級建築士）

平成二十年九月十四日（日）午前十一時三十分から午後四時まで

（木造建築士）

平成二十年十月十二日（日）午前十一時三十分から午後四時まで

二 試験場

1 学科の試験

（二級建築士）

郡山市八山田二丁目二百二十四番地 福島県立郡山北工業高等学校

（木造建築士）

郡山市田村町徳定字中河原一番地 日本大学工学部

2 設計製図の試験

（二級建築士）

郡山市八山田二丁目二百二十四番地 福島県立郡山北工業高等学校

（木造建築士）

郡山市田村町徳定字中河原一番地 日本大学工学部

三 受験申込み手続

1 インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成十六年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報

の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

(一) 受験申込みの受付期間及び時間

平成二十年四月一日(火) 午前十時から同月七日(月) 午後四時まで

(二) 受験申込み方法

財団法人建築技術教育普及センターのウェブページ (<http://www.jaetc.jp/>) において必要な事項を入力して申し込むこと。

2 受付場所における受験申込み

(一) 受験申込みの受付期間及び受付場所

平成二十年四月十四日(月) から同月十八日(金) までの五日間

福島市黒岩字田部屋五十三番五号

福島県青少年会館

(二) 受付時間

午前十時から午後四時まで

四 受験申込み用紙の配布場所

社団法人福島県建築士会の本部及び各支部

五 合格者の発表

平成二十年十二月四日(木) ごろに発表する。なお、二級建築士試験の学科の試験については同年八月二十六日(火) ごろに、木造建築士試験の学科の試験については同年九月九日(火) ごろに発表する。

六 その他

1 設計製図の課題は、平成二十年六月十一日(水) ごろから社団法人福島県建築士会の本部及び各支部に掲示するとともに、学科の試験の当日、試験場に掲示する。

2 試験の詳細については、社団法人福島県建築士会本部(電話〇二四一五三一一五三二)で問い合わせに応じる。

(建築領域建築指導グループ)

福島県教育委員会教育長

公告第二号

パーソナルコンピュータ及び関連機器の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号) 第六百六十七条の六第一項及び福島県財務規則(昭和三十九年福島県規則第十七号。以下「財務規則」という。) 第二百四十六条第一項の規定により公告する。

平成二十年三月四日

福島県教育委員会教育長 野 地 陽 一

一 入札に付する事項

1 借入物品及び数量 パーソナルコンピュータ及び関連機器 一式(据付け、組立て、調整及び機器保守を含む。)

2 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 借入期間 平成二十年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

4 納入場所 福島県教育庁教育指導領域(福島県福島市杉妻町二番十六号)

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

1 地方自治法施行令第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 この公告に示した仕様と同等の物品を貸与した実績があり、かつ、確実に納入することができる者であること。

三 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の入札参加資格確認申請書に、二の2に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成二十年三月十四日(金) 午後五時三十分まで次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

郵便番号九六〇一八八八 福島県福島市杉妻町二番十六号

福島県教育庁教育指導領域奨学助成グループ

電話〇二四一五二一一七七五

四 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 三に掲げる場所に同じ。

2 入札書の提出期限 持参する場合は、平成二十年三月二十四日(月) 午前十二時までとする。

なお、郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月二十一日(金) 午後五時三十分までに必着のこと。

3 入札及び開札の日時及び場所 平成二十年三月二十四日(月) 午後一時三十分福島県庁東分庁舎二階二〇一会議室(福島県福島市杉妻町五番七十五号)

五 入札保証金及び契約保証金

1 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の百分の三以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九条第一項各号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

2 契約保証金 落札者は、契約金額の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百二十九条第一項各号に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

六 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書を入札書の提出期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県教育委員会教育長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

七 入札の無効

二の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

八 入札の効力
本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成二十年四月一日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

九 その他
1 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

2 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

3 契約書作成の要否 要

4 その他 詳細は、入札説明書による。

(教育指導領域減学助成グループ)

福島県警察本部

福島県警察本部公告第11号

郡山運転免許センター警備及び交通整理業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

平成20年3月4日

福島県警察本部長 久保 潤 二

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量 郡山運転免許センター警備及び交通整理業務 一式

(2) 委託業務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

(4) 履行場所 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 福島県を発注者として、指名競争入札の方法により庁舎等維持管理業務の委託契約を締結しようとする場合における当該指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査の時期並びに当該申請に必要な書類等を定める件（平成15年福島県告示

第783号）第4に掲げる庁舎等維持管理業務の種類別の「警備業務」の入札参加有資格者として認定されている者であること。

(3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から指名停止を受けていない者であること。

(4) この公告に示した仕様と同程度の業務の履行実績があり、かつ、この公告に示した仕様に合致した業務を確実に履行できる者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)の履行実績について証明できる書類を添付して、平成20年3月14日（金）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県警察本部警務部会計課

電話024-522-2151

4 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

(2) 入札及び開札の日時及び場所 平成20年3月24日（月）午前11時福島県警察本部入札室（福島県福島市杉妻町5番75号）

(3) その他 郵便による入札は認めない。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成20年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

8 その他

(1) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

(会 計 課)

福島県警察本部公告第12号

遊泳区域指定器具設置等業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

平成20年3月4日

福島県警察本部長 久 保 潤 二

- 1 入札に付する事項
 - (1) 件名及び数量 遊泳区域指定器具設置等業務 一式
 - (2) 委託業務の様式等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 履行期間 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで
 - (4) 履行場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

 - (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から指名停止を受けていない者であること。
 - (3) この公告に示した仕様と同程度の業務の履行実績があり、かつ、この公告に示した仕様と合致した業務を確実に履行できる者であること。
 - (4) 高気圧作業安全衛生規則（昭和47年労働省令第40号）第52条の規定により潜水士免許を与えられている者を遊泳区域指定器具設置等業務に従事する者として3名以上配置できる者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)の履行実績及び2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成20年3月14日（金）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号
 福島県警察本部警務部会計課
 電話024-522-2151
- 4 契約条項を示す場所等
 - (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所

に同じ。

- (2) 入札及び開札の日時及び場所 平成20年3月24日（月）午後1時30分 福島県警察本部入札室（福島県福島市杉妻町5番75号）
- (3) その他 郵便による入札は、認めない。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札の無効

- (1) 2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 入札の効力

- (1) 本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成20年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

8 その他

- (1) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

(会 計 課)

福島県警察本部公告第13号

自動車保管場所データ電算入力業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

平成20年3月4日

福島県警察本部長 久 保 潤 二

1 入札に付する事項

- (1) 件名及び予定数量 自動車保管場所データ電算入力業務 167,700件
- (2) 委託業務の様式等 入札説明書及び仕様書による。

- (3) 履行期間 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで
- (4) 履行場所 福島県警察本部交通管制センター分庁舎（福島県福島市旭町7番21号）
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 現に法人税又は所得税、事業税、県民税、自動車税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料を滞納していない者であること。
- (5) 福島県内に事業所を有する者であること。
- (6) 午前8時30分に福島県警察本部交通部交通規制課長から自動車の保管場所に係る入力データを受け取り、その日の午後5時30分までに当該入力データの入力を完了できる職員数を配置できる者であること。
- (7) この公告に示した仕様と同程度の業務の履行実績があり、かつ、この公告に示した仕様と合致した業務を確実に履行できる者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)から(6)に掲げる事項及び(7)の履行実績について証明できる書類を添付して、平成20年3月14日（金）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。
郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県警察本部警務部会計課
電話024-522-2151
- 4 契約条項を示す場所等
- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
- (2) 入札及び開札の日時及び場所 平成20年3月24日（月）午後2時30分 福島県警察本部入札室（福島県福島市杉妻町5番75号）
- (3) その他 郵便による入札は、認めない。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額に予定数量を乗じて得た額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を

免除する。

- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札の無効

- 2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 入札の効力

- 本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成20年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

8 その他

- (1) 入札方法 入札書にはデータ入力業務1件当たりの単価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (3) 契約書作成の要否 要

- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

(会 計 課)

福島県警察本部公告第14号

当直等で使用する寝具類の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。
平成20年3月4日

福島県警察本部長 久 保 潤 二

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び予定数量 当直等で使用する寝具類 206,955組（搬入、交換、回収等を含む。）

- (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

- (3) 借入期間 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

- (4) 納入場所 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- 次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から指名停止を受けていない者であること。
 - (3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、貸与した相当期間の実績を有する者であること。
 - (4) 当該物品を借入期間内に1の(4)の納入場所へ搬入し、確実に貸与できる者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
- 入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成20年3月14日(金)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。
- 郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号
 福島県警察本部警務部会計課
 電話024-522-2151

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所と同じ。
- (2) 入札及び開札の日時及び場所 平成20年3月24日(月)午前11時30分 福島県庁東分庁舎202会議室(福島県福島市杉妻町5番75号)
- (3) その他 郵便による入札は、不可とする。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額に今回の公告に係る予定数量を乗じて得た金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号に該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額に100分の105を乗じて得た額に、更に今回の公告に係る予定数量を乗じて得た金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成20年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

8 その他

- (1) 入札方法 入札書には、1組当たりの単価を記載すること。

なお、この入札による契約は、落札者が入札書に記載した金額を契約金額とし、借入代金の支払は契約金額に借入数量を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端

- 数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)により行うこととするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (3) 契約書作成の要否 要
 - (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- (会 計 課)